

証券コード：6596
2025 年 6 月 11 日
(電子提供措置の開始日：2025 年 6 月 4 日)

株 主 各 位

栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺 2168 番地 10

筑波精工株式会社
代表取締役社長 傅 寶菜

第 40 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 40 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本定時株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト : <https://tsukubaseiko.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「筑波精工」又は証券「コード」に「6596」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて株主総会出席票を同封しております。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025 年 6 月 26 日(木曜日) 午前 11 時
2. 場 所 栃木県宇都宮市宮みらい 1-20
ライトキューブ宇都宮 1 階 小会議室 107・108
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

第 40 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

事業報告

2024 年 4 月 1 日から

2025 年 3 月 31 日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【全般的概況】

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善から、国内消費は一部に足踏みが見られるものの、持ち直しの傾向があり、緩やかな景気回復が期待されております。

一方で、中国における不動産市場の不景気や欧米における高い金利水準の継続の影響もあり、世界経済への影響が懸念されている状況です。

このような状況の中、国内では需要回復の傾向もあり、国内ユーザーに当社製品を積極的に紹介しつつ、顧客のフォローを実施し、売上増につながりました。また、海外では中国の半導体メーカー 1 社と当社製品であるステージを当事業年度における最低販売金額を約 65 百万円として受注販売する契約を締結し(2024 年 4 月 12 日付「販売契約に関するお知らせ」参照)、最低販売額以上の売上高を計上することができました。

一方で、見込んでいた海外の取引先の AI データセンター向けの大口受注案件について、その要望に応えるよう評価試験と改善を繰り返し対応しておりますが、予想以上に評価に時間がかかっており、当事業年度中に受注し、売上高を計上することができませんでした。また、売上高減少による減益、調達部品価格の高騰や棚卸在庫の評価減等によりコストが上昇し、売上高利益ともに前年よりも減収減益となりました。

この結果、当事業年度の売上高は 237 百万円（前年同期比 72.8%）、営業損失は 44 百万円（前年同期は 6 百万円の営業損失）、経常損失は 45 百万円（前年同期は 7 百万円の経常損失）、当期純損失は 69 百万円（前年同期は 30 百万円の当期純利益）となりました。

上記の結果、当事業年度末時点において当社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していますが、「1. 株式会社の現況に関する事項 (11) その他株式会社の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

【製品分類別概況】

(Supporter®)

Supporter®は、半導体ウエハの薄化やパターン極微細化が進む中で把持、運搬及びプロセス加工中の半導体ウエハのひび割れ防止、反りの矯正及び機械把持する際にできる接触傷の防止対策に使用されております。

当期においては、国内は当社の製品を評価するための販売が主であり、大きな受注を得ることはできませんでした。また、海外は電子製品の半導体需要案件や、取引先において長期間検討中であった案件が動き出し、小規模ながらも採用され、販売することができました。一方、メインターゲットとなるパワー半導体の IGBT や MOSFET の極薄基板量産ライン案件における Supporter®の採用に関しては、EV 需要の鈍化や米中貿易摩擦等に起因して、デバイスメーカーは設備投資を延期する事態となり、同様にその採用も延期されることになりました。

このような状況の中で、半導体業界においては、パターンの微細化が進んでおります。それに伴いプロセス装置内のウエハ吸着固定によりできてしまう極めて微細な接触傷の影響により、歩留まりが大きく悪化する事態が発生しております。そこで、パターンの極微細化を求める AI 向け半導体の生産工程において Supporter®の評価をすることとなり、その結果、Supporter®が歩留まり向上に有効であることを顧客とともに確認しております。Supporter®でウエハをソフト吸着固定し、さらにウエハを吸着固定させた Supporter®

を装置に固定することで間接的にウエハを装置に固定することができるようになりました。こういった応用案件に関しては、Supporter®に対する要望や特殊な要件などに対応すべく調整と評価を繰り返したことにより、当期中に受注に至りませんでした。今後、大きな応用案件に成長することを見込んでおります。

このような中で、Supporter®の売上高は、前事業年度より 45 百万円減少の 57 百万円（前年同期比 55.9%）となりました。

（ステージ）

ステージは、半導体製造プロセス中や検査プロセス中において、ウエハを吸着固定するために使用されております。

当期においては、国内は主に海外ユーザー向けとして国内装置メーカーに販売が増加しました。海外は、中国半導体装置メーカーとの間で当事業年度における最低販売金額を約 65 百万円として受注販売する契約を締結したことにより（2024 年 4 月 12 日付「販売契約に関するお知らせ」参照）、売上高が増加し前事業年度より 44 百万円増加の 180 百万円となりました。

（自動機）

自動機は、Supporter®へのウエハの吸着・脱着を全自動にて行うための装置の中心機能ユニットであります。Supporter®の評価案件ではなく、量産案件に採用されたときに販売されるものとなります。

当期においては、海外取引先のアプリケーションに対応すべく Supporter®の改良と評価を繰り返し行っておりましたが、正式採用にはまだ至っていないため、売上高はありませんが（前年売上高 88 百万円）、2025 年 4 月 15 日に公表しました「大口受注に関するお知らせ」の通り、遅れて受注しました。

（2）設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、17 百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当事業年度中に取得・完成した主要設備

- ・ Supporter®量産用の検査治具等

ロ．当事業年度において実施した重要な固定資産の売却、撤去、又は減失

該当事項はありません。

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社の事業は、主に半導体製造産業であるファンドリ向けであり、将来的な事業拡大が望める Supporter®（Supporter®は現状では巨大なファンドリの集積する台湾並びに中国本土を主たるターゲットとしています。）と、リピート受注等足元で着実に売上が積み上げることができるものの、市場規模が限定的であるステージ及び当期より販売のあったウエハの自動吸着・脱着を可能とする自動機とがあります。Supporter®とステージは国内外で、自動機は国外でのビジネスを想定しておりますが、当社の立ち位置が中国並びに台湾を重視せざるを得ないものであることから半導体産業・設備投資産業の景気及び米中対立の政治情勢、地政学的リスク等が Supporter®、ステージ及び自動機の売上に強く影響を与えます。

このリスクを低減する策は、Supporter® による台湾・中国偏重に依らず、未だに十分な実力を有する国内外におけるステージと、少しずつ国内での認知度が高まりつつある Supporter®の販拓にも相応の力を入れ、全ての製品に会社リソースを充て、地域や商品を偏らせることなく売り上げを上げることができる体制を整えることであります。

また、当期において、半導体業界は日進月歩で技術が進化しており、更なる量産受注を得るためには、顧客からの多種多様な要望に迅速に適切に応えることが重要な課題であると捉えております。その顧客からの変化する要望を解決するため当社製品である静電チャックの改良を継続し、一つずつ信頼を積み重ねることが重要であると認識して製品開発を進め、販売拡大を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 37 期 2022 年 3 月期	第 38 期 2023 年 3 月期	第 39 期 2024 年 3 月期	第 40 期 2025 年 3 月期 (当事業年度)
売 上 高 (千 円)	215,925	218,695	326,525	237,849
営 業 損 失 (△) (千 円)	△74,168	△82,586	△6,513	△44,648
経 常 損 失 (△) (千 円)	△73,690	△82,471	△7,449	△45,413
当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△) (千 円)	△113,014	△91,039	30,013	△69,865
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△30.33	△24.43	8.06	△18.75
純 資 産 (千 円)	317,865	226,825	256,838	186,973
総 資 産 (千 円)	527,746	451,660	448,737	332,937
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	85.31	60.88	68.93	50.18

注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均株式数を用いて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025 年 3 月 31 日現在)

事 業 の 種 類	事 業 の 内 容
静電界を用いた吸着システム事業	静電チャック及び自動機の開発・製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2025 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地
本社兼工場	栃木県河内郡上三川町

(9) 従業員の状況 (2025 年 3 月 31 日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
19 名	46.3 歳	6.2 年

(10) 主要な借入先 (2025 年 3 月 31 日現在)

借 入 先	借入金残高
(株)足利銀行	47,505 千円
(株)商工組合中央金庫	45,515 千円
(株)日本政策金融公庫	10,000 千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、当事業年度において営業損失 44 百万円、経常損失 45 百万円、当期純損失 69 百万円を計上しており、また、以下の表に示した通り、経常利益、営業キャッシュ・フローについて 7 期連続して継続的なマイナスが発生しており、営業利益は 6 期連続してマイナスが発生しております。

単 位 (百 万 円)	営業利益又は 営業損失 (△)	経常損失 (△)	当期純利益又は 当期純損失 (△)	営業キャッシュ・フロー
2019年 3 月期期末	1	△56	△62	△128
2020年 3 月期期末	△188	△189	△380	△156
2021年 3 月期期末	△90	△86	△108	△78
2022年 3 月期期末	△74	△73	△113	△67
2023年 3 月期期末	△82	△82	△91	△23
2024年 3 月期期末	△6	△7	30	△68
2025年 3 月期期末	△44	△45	△69	△58

以上の状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、当社は、以下に記載の諸施策の実施により業績を改善し、当該重要事象等が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

具体的な対応策は次の通りであります。

1. (生産部門の熟練工養成)

当社は「ファブライト」を標榜し、製品を構成する汎用的な部材を複数メーカーより調達すると共に、最終組み立て工程を社内に維持する方法で世界にオンリーワンの Supporter®の競争力を維持し、参入障壁を限りなく高く維持しています。同様に、当該組み立てに従事する従業員の技能の高度化による生産性向上と製品歩留まり改善が、製品の性能向上と利益率の改善に繋がることから、社内熟練工の養成を継続してまいります。

2. (増資)

将来、需要が増えた際にその受注量に応じた生産活動のためには、設備投資は不可欠となります。

技術・ビジネス面におけるシナジーを強化できるような投資先からの投資を受け、設備投資をしてまいります。

3. (自動機開発プロジェクト)

前事業年度までに進めてきた自動機開発プロジェクトについて、当事業年度も継続して顧客の要望に沿った形で改良を加え、常に製品を進化させております。近い将来のウエハの薄化および大量生産には、当社の自動機と Supporter®が求められる状況となりますので、顧客の要望を取り込みながら様々な自動機の開発を進め業績改善に繋げてまいります。

4. (新製品の開発)

当事業年度においては、市場にて需要が見込まれる新製品や機能強化、低コストで製造できる新製品の完成に向けて試験研究を重ねております。今後も、顧客の要望に応えられる製品の研究開発を進め新規顧客を獲得し、業績の改善に繋げてまいります。

5. (営業体制の最適化)

国内外に関わらず販売後のサポート体制が不可欠であり、顧客のニーズにすぐに対応できることが信頼関係の継続につながります。当社は、現サポート体制を維持できるように必要な人材を採用・訓練し営業活動を進めてまいります。

6. (経費抑制)

管理部門では、業務改善やアプリケーションを用いて効率化を図り、経費の圧縮と業務適正化を実施しております。また、部材価格の値上がりなどの影響を最小限に留めるよう新たな購買先の模索や代替品の採用などを適時実施し、キャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

7. (売上代金の回収)

売上代金の回収について、特に海外取引は、製品発送前に代金の大部分を入金してもらえよう交渉し、実行しております。そうすることで代金未回収のリスクを低減し、納期の長い取引に資金繰りに窮することのないよう対応してまいります。

当社といたしましては、以上のような施策を継続的に行うことにより、将来の収支の改善と共にキャッシュ・フローも確保できると考えており、又、資金面においても十分な手元資金を確保できているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 3,806,000 株
- (3) 当事業年度末の株主数 52 名
- (4) 上位 10 名の株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
V T O N E 株式会社	443,700	11.90
INDUSTRIAL TECHNOLOGY INVESTMENT CORPORATION	392,894	10.54
株式会社オプトラン	280,000	7.51
合同会社 T C T S O 5	275,000	7.38
柿崎尚志	270,000	7.24
樋口俊郎	258,000	6.92
TEL Venture Capital Inc.	255,000	6.84
傳 寶菜	217,000	5.82
トゥルーバグループホールディングス株式会社	200,000	5.36
坂井易子	180,000	4.83

注 1) 当社は自己株式を 80,000 株保有しています。

注 2) 上記の持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

注 3) 持株比率は、小数点第 3 位以下を切り捨て表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

区分	名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役	第3回 新株予約権	535,000 個	普通株式 535,000 株	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	1株につき 50円	2名
社外 取締役	第3回 新株予約権	10,000 個	普通株式 10,000 株	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	1株につき 50円	1名

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

区分	名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
従業員	第3回 新株予約権	20,000 個	普通株式 20,000 株	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	1株につき 50円	4名
その他	第3回 新株予約権	20,000 個	普通株式 20,000 株	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	1株につき 50円	2名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
傳 寶 菜	代表取締役社長	—
小谷田 博章	取 締 役	技術部長
山 口 成 人	取 締 役	管理部長
樋 口 俊 郎	取 締 役	東京大学名誉教授
山 本 健	取 締 役	—
金井田 克司	監 査 役	—
安 岐 浩 一	監 査 役	ひびき監査法人 代表社員
酒 井 明 彦	監 査 役	株式会社 J S ファンダリ 代表取締役

注1) 取締役 樋口俊郎氏、山本健氏は社外取締役であります。

注2) 監査役 金井田克司氏、安岐浩一氏、酒井明彦氏は社外監査役であります。

注3) 当社は監査役 金井田克司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

注4) 監査役 金井田克司氏は経理財務業務に従事した経験を有しており、また、監査役 安岐浩一氏は公認会計士の資格を有しており、両名とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役 樋口俊郎氏及び取締役 山本健氏並びに監査役 金井田克司氏、監査役 安岐浩一氏及び監査役 酒井明彦氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

①被保険者の範囲

当社のすべての取締役および監査役。

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	固定報酬	
	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5 名 (2 名)	31,332 千円 (5,340 千円)
監査役 (うち社外監査役)	3 名 (3 名)	9,078 千円 (9,078 千円)
合計 (うち社外役員)	8 名 (5 名)	40,410 千円 (14,418 千円)

注1) 当事業年度末における取締役の員数は 5 名、監査役の員数は 3 名であります。

注2) 上記には、新株予約権による報酬及び使用人兼務役員の使用人分給与は含んでおりません。

注3) 2004 年 11 月 8 日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額金 50,000 千円以内（使用人兼務役員に係る使用人分給与を含まないものとする。）と決議いただいております。なお、当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は 4 名となっております。また、2018 年 6 月 20 日開催の定時株主総会において、監査役の報酬額を年額金 15,000 千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は 2 名となっております。

注4) 当事業年度における当社取締役の報酬等の額の決定は、株主総会で承認を得た範囲内で、2024 年 6 月 28 日開催の取締役会において、代表取締役社長の傳寶菜氏からの提案を全取締役承認のもと決議しております。

(5) 社外役員に関する事項

①社外取締役 樋口俊郎

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

東京大学の名誉教授であり、当社と東京大学には取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

静電チャックに関する豊富な知識と幅広い経験に基づいた意見を期待しております。当事業年度開催の取締役会 15 回の全てに出席しており、重要事項の質疑をはじめ専門的見地からの発言を通じて、期待される役割を果たしております。

②社外取締役 山本健

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会 11 回の全てに出席しており、証券会社での経験等から様々な施策に関する発言をいただいております。また、IR 活動や株主施策等に関してのアドバイスを通じて期待される役割を果たしております。

③社外監査役 金井田克司

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会 15 回の全てに、また監査役会 5 回の全てに出席しております。グローバル企業での役員経験等を生かし、主に経理、財務的な見地から当社の経営に対して適宜貴重な発言をいただいております。

④社外監査役 安岐浩一

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

ひびき監査法人の代表社員であり、当社とひびき監査法人には取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 13 回に、また監査役会 5 回の全てに出席しております。公認会計士としての専門的な見識、経験により、適切な発言をいただいております。

⑤社外監査役 酒井明彦

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

株式会社 JS ファンダリの代表取締役であり、当社と株式会社 JS ファンダリには取引利害関係はありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 11 回に、また監査役会 5 回のうち 3 回に出席しております。半導体業界に精通し、その豊富な知識・経験等を生かして、専門的見地からの発言をいただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 あかり監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,800 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,800 千円

注 1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、東京証券取引所が定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づく監査及び金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に準ずる監査の各々の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注 2) 監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積りの算出根拠等の妥当性を検討した結果、監査法人の報酬等につき同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務の執行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、会計監査人を解任又は不再任とすることを決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められ改善の見込みが無いと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を以下のように定めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、全取締役、使用人に対して当社の企業理念及び法令遵守を徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、コンプライアンス遵守を主導します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、社内規程に基づき文書または電磁的媒体にて適切に記録・保存・管理するために必要な体制を整備します。また、取締役の職務に係る文書・情報は、監査役の求めに応じて閲覧可能な体制を整え、監査役の監査を受けてまいります。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクの識別・評価については、各部門に係わる個別のリスクを部門長が中心となって検討し、その結果をリスクアセスメント一覧表に取り纏めた上、リスク管理委員がリスク管理委員会にて当該リスクアセスメント一覧表を審議・承認します。リスクへの対応については、リスク管理規程に基づき取締役会やリスク管理委員会にて個別リスクを評価の上、対応を検討・決定し、所管部門にてその対応を実行しております。危機管理の対象となる事象が発生した場合にも、リスク管理規程に従い、リスク管理委員会による討議を経て、必要な場合には

取締役会の承認を受け、適切・迅速に対応します。また、当社は適宜弁護士等の外部専門家から経営上のアドバイスをうける体制を敷いております。代表取締役直属の社長室に配置した内部監査担当者は、各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、代表取締役は、リスク管理の状況を適宜取締役会に報告します。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、取締役及び各部門長の職務分掌を明確にし、定期的に取締役会で職務執行状況が報告される体制を整備してまいります。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときには、監査役会の意見を聴取し、取締役会が決定してまいります。

f. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として決定された期間、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとしてまいります。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役、使用人に対して書類の提出を求め、業務執行についての報告を受けてまいります。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題やリスクについて意見交換を行い、相互理解を深めております。監査役は、内部監査担当者から各部門に関する内部監査の状況について説明・報告を受け、緊密な連携をとることとしております。監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行います。

i. 監査役の職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針

会社が、監査役の職務の執行に必要でないと認める場合を除き、その費用等を負担することとしております。

j. 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制

監査役へ報告を行った当社取締役及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう、内部通報者を保護することを定めた、内部通報制度を策定しており、その旨を当社取締役及び使用人に周知徹底しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営理念・経営方針に裏付けられた「コンプライアンス基本方針」を策定し、高い企業倫理と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を行っています。具体的には、全役職員が日常意識すべき心がけ等を「コンプライアンス指導指針」に定めて法令順守の徹底を図っています。そして、「コンプライアンス基本方針」を社内掲示板システムに掲載して役職員への周知徹底を図っています。また、コンプライアンス体制の構築・運用に関しては、「コンプライアンス規程」を制定して全役職員に法令遵守の徹底を図っています。代表取締役を委員長とした内部統制委員会を開催し、コ

ンプライアンス体制の構築と推進及び財務情報の適正性維持に取り組んでいます。取締役会を毎月一回以上開催し、取締役及び監査役は審議事項について活発な意見交換を行っており、特に社外取締役・監査役は独立的かつ客観的・専門的な立場から意見表明し、取締役の業務執行について積極的に提言を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」に基づき、取締役会等の議事録を始め稟議書及び重要な契約書等業務執行に関する文書を適切に保管しております。また、監査役は必要に応じてこれらの文書を閲覧するとともに、定期的に監査しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制を明文化して運用を行っています。また、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を開催し、会社に重大な影響を与えるリスクを洗い出し、それに対処する具体的な統制活動や見直しを行うために PDCA サイクルを回しております。内部監査担当者は各部門のリスク管理の実態について監査し、代表取締役に報告し、代表取締役は取締役会に報告しています。高まりつつある情報漏洩や情報紛失リスクを防止するため、「情報管理規程」を策定して、情報処理業務に於ける管理ルールと管理責任部署の明確化を図っています。なお、重要な契約等の法務リスク回避は、適宜顧問契約先である法律事務所をお願いして法務チェックを行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役等がその職務を効率的に執行できるように取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等を定め、責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。また、代表取締役等が取締役会でその職務執行状況を報告しています。なお、取締役会は月次業績レビューを通じ、適宜経営課題を把握し、必要な是正を行うことで職務執行の効率化を図っております。また、予算精度の一層の充実化を図るため取締役等は各部門の実態に即した予算編成を行い、より現実的な目標管理の推進と責任の明確化が可能になっております。

⑤ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会等重要な会議に出席することで、取締役及び使用人の業務執行上の重要な情報を把握する体制をとっております。また、監査役は内部監査担当者による内部監査の実施状況等について報告を受け、必要に応じて意見を述べています。

なお、「内部通報制度運用要領」により、公益通報制度の存在、具体的な処理等及び監査役に報告した者が不利な取扱いを受けることが無いことを規定しており、その説明会を開催し、周知徹底を図っております。

⑥ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と半期に一回意見交換会を実施し、相互の意思疎通と信頼関係の構築を行っています。また、監査役は会計監査人と定期的に、会計監査人の監査計画・監査報告及び監査実施状況等について報告を受け、また意見交換を行って会計監査人との連携を図るとともに、内部監査担当者と適宜意見交換会を実施し、内部監査結果及び改善施策について報告を受け、連携を通じて監査役としての監査機能の強化を図っております。

⑦ 監査役の職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針

会社が、監査役の職務を執行するために必要な費用は全額負担しております。

⑧ 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制

内部通報者を保護することを定めた、「内部通報制度運用要領」を策定し、当社取締役及び使用人向けに社内の勉強会を開催するなど、周知徹底・運用強化を図っております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	329,746	流動負債	51,003
現金及び預金	278,896	電子記録債務	7,782
売掛金	16,716	買掛金	3,255
製品	5,046	1年内返済予定の長期借入金	12,708
仕掛品	6,100	未払金	6,395
原材料	7,157	未払費用	4,787
貯蔵品	315	未払法人税等	5,476
前払費用	2,057	預り金	806
未収入金	14,981	前受金	2,840
未収収益	12	賞与引当金	5,145
未収還付消費税等	4,486	製品保証引当金	1,806
その他	1,465		
貸倒引当金	△ 7,490	固定負債	94,960
		長期借入金	90,312
固定資産	3,190	修繕引当金	4,648
投資その他の資産	3,190	負 債 合 計	145,964
差入保証金	3,190	純 資 産 の 部	
		株主資本	186,973
		資本金	907,300
		資本剰余金	857,300
		資本準備金	857,300
		利益剰余金	△ 1,573,626
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	△ 1,576,126
		別途積立金	13,000
		繰越利益剰余金	△ 1,589,126
		自己株式	△ 4,000
		純 資 産 合 計	186,973
資 産 合 計	332,937	負債・純資産合計	332,937

*記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		237,849
売上原価		104,510
売上総利益		133,338
販売費及び一般管理費		177,987
営業損失（△）		△44,648
営業外収益		
受取利息	142	
前受金取崩益	826	
雑収入	53	1,022
営業外費用		
為替差損	472	
支払利息	1,284	
雑損失	30	1,786
経常損失（△）		△45,413
特別損失		
固定資産除売却損	1,398	
減損損失	13,633	
貸倒引当金繰入額	7,490	22,523
税引前当期純利益		△67,936
法人税、住民税及び事業税	1,929	1,929
当期純損失（△）		△69,865

* 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計	
当期首残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△ 1,519,261	△1,506,261	△ 1,503,761
当期変動額								
当期 純損失 (△)						△69,865	△69,865	△69,865
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△69,865	△69,865	△69,865
当期末残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△ 1,589,126	△1,576,126	△ 1,573,626

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△ 4,000	256,838	256,838
当期変動額			
当期 純損失 (△)		△69,865	△69,865
当期変動額合計	-	△69,865	△69,865
当期末残高	△ 4,000	186,973	186,973

* 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製 品	個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
仕掛品	個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
原材料	移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法）を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備：	15年
機械及び装置：	8年
工具、器具及び備品：	5～6年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、製造販売権については、見積耐用年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づき計上しております。

④修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社では、静電界を用いた吸着システム事業において、主として日本、台湾及び中国の顧客に対し、静電チェック関連製品を販売しております。

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、国内販売においては製品の引渡時点又は検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点又は検収時点で収益を認

識しており、輸出版売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件又は顧客の検収に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

また、静電チャック関連製品の販売契約において、引き渡し後2年以内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

なお、取引の対価は、主として履行義務の充足時点から6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「固定負債」の「その他」として表示しておりました「修繕引当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「修繕引当金」は1,367千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損損失)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 13,633 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである事業用資産については、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額の算定にあたっては、決算時点で入手可能な情報や資料に基づき合理的に判断しておりますが、経営環境の変動等により、利益計画の見直しが必要となった場合、当社の翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(未収入金の貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

未収入金 14,981 千円

貸倒引当金 △ 7,490 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。当事業年度において、未収入金の回収遅延及び支払の延期要請を受けたことから、貸倒懸念債権に区分しております。当該未収入金の評価は、財務内容評価法によっており、債権額の50%を回収不能見込額として貸倒引当金を計上しております。

回収不能見込額の見積りには不確実性が伴うため、回収不能見込額が想定よりも上回った場合には、翌

事業年度以降において追加の貸倒引当金もしくは貸倒損失が発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 261,169 千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 固定資産の減損損失

事業用資産について、収益性の低下により投資額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、以下のとおり減損損失を計上しております。

工具、器具及び備品	13,633 千円
合計	13,633 千円

- (2) 前受金取崩益

返金不要となった前受対価を収益計上したものであります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び総数

- ① 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,806,000 株

- ② 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 80,000 株

- (2) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 585,000 株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生 の主な原因は、税務上の繰越欠損金、有形固定資産及び無形固定資産に係る減損損失、原材料及び製品に係る棚卸評価損の否認等であります。

なお、繰延税金資産と同額の評価性引当額を計上しております。

9. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては、後述する為替及び金利の変動リスクを回避するために先物為替予約取引を利用しますが、投機的な取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、電子記録債権及び売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存

在します。未収入金は、取引先の信用リスクが存在します。

また、海外で営業を行うにあたり生じる外貨建営業債権は、為替の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、支払手形及び電子記録債務は、そのほとんどが120日以内の支払期日であります。借入金は、主に長期運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

ロ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建営業債権債務については、為替の変動リスクを回避することを目的に、先物為替予約取引を行う場合があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	1,913	1,895	△18
資産計	1,913	1,895	△18
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	103,020	97,549	△5,470
負債計	103,020	97,549	△5,470

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、未収還付消費税等、電子記録債務、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金及び前受金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 貸借対照表における差入保証金の金額と金融商品の時価開示における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の未償却残高であります。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	278,896	-	-	-
売掛金	16,716	-	-	-
未収入金	14,981	-	-	-
未収還付消費税等	4,486	-	-	-
差入保証金	-	1,913	-	-
合計	315,080	1,913	-	-

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	12,708	22,708	12,708	11,994	12,708	30,194
合計	12,708	22,708	12,708	11,994	12,708	30,194

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,895	—	1,895
資産計	—	1,895	—	1,895
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	97,549	—	97,549
負債計	—	97,549	—	97,549

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローと国債利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	50円18銭
1株当たり当期純利益	△18円75銭

11. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

① 財又はサービスの種類別の内訳

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
静電チャック	57,112	180,736	—	237,849
顧客との契約から生じる収益	57,112	180,736	—	237,849

② 収益の認識時期別の内訳

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
一時点で移転される財又はサービス	52,700	180,736	—	233,437
一定期間にわたり移転される財又はサービス	4,412	—	—	4,412
顧客との契約から生じる収益	57,112	180,736	—	237,849

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 20 日

筑波精工株式会社

取締役会 御中

あかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

林 成治

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

吉澤 誉彦

< 計算書類等監査 >

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、筑波精工株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬に基づく報酬の額は9,800千円であり、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【監査役会の監査報告書】

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

筑波精工株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 金井田 克 司

社外監査役 安 岐 浩 一

社外監査役 酒 井 明 彦

[illegible]

This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It features 20 evenly spaced, horizontal dashed lines across the entire width of the page. The background is plain white, and there are no margins, text, or other markings present.

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement. The lines are evenly spaced across the entire page, leaving ample room for writing practice. There is no text or other markings on the page.

株主総会会場ご案内図

ライトキューブ宇都宮 1F 小会議室 107・108
栃木県宇都宮市宮みらい 1-20
電話 028(611)5522



■ お車でお越しのお客様

東北自動車道 鹿沼 IC から JR 宇都宮駅に向かって約 25 分
東北自動車道 宇都宮 IC から約 30 分

■ JR でお越しのお客様

JR 宇都宮駅東口 東西自由通路から徒歩約 1 分。